

次年度役員選任の方法等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、理事長及び役員就任に先立ち次年度事業の準備事項を処理管理するため、理事長候補者及び役員予定者の選任方法並びに事業計画策定等に関する事項を定めることを目的とする。

(次年度役員予定者選考委員会の設置)

第2条

通常総会における選任に先立つ一切の準備事項を処理管理するために次年度役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置する。

(選挙管理委員会の設置)

第3条

前条に定める選考委員会委員の選挙に関する一切の事項を処理管理するために選挙管理委員会を設置する。

第2章 選挙管理委員会

(構成)

第4条

選挙管理委員会は理事長、直前理事長、監事2名以上をもって構成する。

2. 選挙管理委員会の代表委員は監事があたる。

(選挙に関する通知)

第5条

選挙に関する通知は選挙管理委員会の代表委員名の文書または電子メール、その他の方法により通知するものとする。

第3章 次年度役員選考委員会

(構成)

第6条

選考委員会は、本会議所在籍3年を超える正会員もしくは、理事を経験した正会員のうちから、選挙で選出された10名以内の委員（正会員の1割とし整数未満は四捨五入する。）及び理事長、理事長経験者で組織する。

2. 選考委員会の委員長は理事長があたる。
3. 選考委員会は設置された年の12月末日をもって解散する。

(選挙)

第7条

選考委員会委員の選挙を8月末日までに開催する。

2. 選挙権を持つ正会員が、第9条に定める被選挙人の中から3名を連記する一般選挙を行い、委員を選出する。

(選挙権)

第8条

前条の選挙権は次の者が有する。

- (1) 正会員である者。
- (2) 選挙年度における1月から5月末日までの例会及び運営規程第10条で定める特定事業の出席率が30%以上である者。但し、会員資格規程第19条2項の期間については出席したものとみなす。

(被選挙人)

第9条

第7条の被選挙人は次の者とする。

- (1) 正会員である者。
- (2) 選挙年度における会費を全額納入した者。但し、会費及び入会金規程第5条但書により会費の延期または分納を認められた者を除く。
- (3) 3事業年度以上、正会員として本会議所に在籍する者もしくは理事を経験した者（理事長及び理事長経験者を除く）
- (4) 選挙年度における1月から5月末日までの例会及び運営規程第10条で定める特定事業の出席率が60%以上である者。但し、会員資格規程第1

9条2項の期間については出席したものとみなす。

第4章 次年度理事役員予定者の選出

(次年度理事役員予定者の推薦)

第10条

選考委員会は次年度理事長候補者を総会当日まで責任をもって決定し、総会において承認を受ける。但し、この場合選考委員より次年度理事長候補者を選出することを妨げない。

2. 選考委員会は次年度理事長候補者に諮り、総会において定款第18条の理事数の範囲内で次年度理事役員予定者の推薦を行い、総会の承認を受ける。

(次年度理事役員予定者の推薦の権限)

第11条

次年度理事長候補者は、次年度の監事予定者を総会に推薦することができる。

2. 次年度理事長候補者は、次年度理事役員予定者より副理事長予定者、専務理事予定者、総務担当委員長予定者、財務局長担当予定者を理事会に推薦することができる。

(次年度事業の計画)

第12条

次年度理事長候補者は速やかに次年度理事役員予定者を招集し、次年度の事業開催に向けて、委員会その他の設置、職務分掌などを協議の上決定しなければならない。

2. 次年度理事役員予定者は、次年度の事業計画並びに予算を立案審議し、総会の承認を得なければならない。

(理事の就任)

第13条

選任された次年度理事役員予定者は、定款第19条により、総会で承認を受け、翌年1月1日が到来することによって正式な本会議所の役員となる。

2. 前項において就任した理事役員は、理事会において理事長を選出し、その時をもって理事長は正式に就任する。

(出向役員の選出)

第14条

選考委員会は、公益社団法人日本青年会議所・東北地区協議会・山形ブロック協議会の役員及び役員予定者を本会議所より選出し、理事会において承認を得るものとする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第15条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成24年12月17日より改定する。

この規程は、令和2年9月2日より改定する。

